平成２２年（フ）第３５号
石川県能美市和気町井36番地６
債務者　牧野美枝子
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第４５号
長野県茅野市豊平1030番地１　リバーサイドスクエアＡ103号
債務者　今澤　麻里
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第６５号
広島県福山市手城町２丁目25番11号
債務者　清水　秀芳
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１９２号
徳島市安宅２丁目４番17―406号
債務者　佐藤亜由美
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１００４号
高知県吾川郡いの町小川西津賀才402番地、住民票上の住所高知県吾川郡いの町小川西津賀才420番地
債務者　山中　茂美
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０４１号
高知市北竹島町29番地１　市住27号、申立時住所高知市竹島町64番地27
債務者　濱田　　薫
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０８５号
高知市福井町719―13、住民票上の住所埼玉県行田市桜町３丁目17番17号
債務者　谷脇　俊幸
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３９号
高知県南国市久礼田1196番地２
債務者　門田　千惠
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４０号
高知県南国市久礼田1196番地２
債務者　門田　亜依
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２４号
高知市薊野南町６番17―７号
債務者　小田　廣沖
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２７号
高知県土佐市高岡町乙1394番地２
債務者　大黒　俊和
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３０号
高知市神田1410番地50
債務者　川村惠美子
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４１号
高知市薊野西町２丁目４番25号
債務者　濱口　道寛
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４４号
高知市南竹島町68番地13　真子ハイツ３Ｆ
債務者　櫨本　嘉市
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４８号
高知市旭天神町45番地５
債務者　芳川　愛子
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５６号
高知県南国市大埇甲791番地１　Ｓ＆Ｆ101号
債務者　山口　啓子
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６１号
高知県香南市野市町下井1297番地19
債務者　小松　和恵
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係